



社会福祉法人ニュース

2020.10

町田市 地域福祉部 指導監査課 (町田市庁舎7階 窓口番号703)

電話番号: 042-724-4094 (法人担当)

電子メール: fukushi040@city.machida.tokyo.jp

町田市ホームページ: トップページ>医療・福祉>社会福祉法人の認可・指導、福祉サービス事業者の指導)

<http://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/ninka-sidou/index.html>



2021年に行う役員・評議員の選任手続について



2021年は、役員及び評議員を改選する年となっています(評議員の任期を6年と定款で定めている法人を除く)。評議員については、2017年の前回選任時と選任の時期が異なっていますので、ご注意ください。選任に係る一連の流れをまとめましたので、ぜひご活用ください。

2021年度選任の流れ

1 決算理事会

- ・理事、監事候補者の選出
- ・定時評議員会の招集(日時、場所、議題、議案の概要)
- ・評議員候補者の選出
- ・評議員選任解任委員会の招集



中14日
空ける

2 評議員選任・解任委員会

- ・評議員の選任



3 定時評議員会

- ・理事、監事の選任

4 理事会

<理事長不在期間を最短にするため、原則同日開催>

- ・理事長、業務執行理事(設置している場合)の選定



2週間以内

5 登記

- ・代表者変更登記

※重任のときも必要です。



これは、あくまで通常の場合の選任手続の流れとなっています。既に評議員である人が役員に選任される場合等、法人の事情によっては前述の流れにならない場合もあります。

各会議開催時の注意点

1 決算理事会(候補者の選出、評議員会と評議員選任・解任委員会の招集)

- ・この時に、次期監事候補を選出する議案について、「現監事の過半数の同意」をもらう必要があります(監事2人の場合、2人の同意)。議事録に同意があった旨を記載する方法、同意書をもらう方法があります。監事が欠席した場合は、定時評議員会までに同意書をもらうようにしてください。

～評議員選任・解任委員の任期が「2021(令和2)年定時評議員会まで」となっている場合～

[3 定時評議員会]の時に、評議員の任期とあわせて評議員選任・解任委員の任期も切れる場合は、[1 決算理事会]で次期評議員選任・解任委員を選任しておくことをおすすめします。これにより、急な評議員選任に備え、切れ目なく評議員選任・解任委員を置くことができます。

2 評議員選任・解任委員会(評議員の選任)

- ・遅くとも就任日までに評議員から就任承諾書をもらう必要があります。

任期: 評議員選任・解任委員会の日～2025年定時評議員会(2025年6月)終結の時
就任日: 定時評議員会の日

3 定時評議員会(理事・監事の選任)

- ・遅くとも就任日までに理事、監事から就任承諾書をもらう必要があります。

任期: 定時評議員会の日～2023年定時評議員会(2023年6月)終結の時
就任日: 定時評議員会の日

4 理事会(理事長及び業務執行理事の選定)

- ・会議開催前に、「招集通知なく理事会を開催すること」について、理事・監事全員に電話等で同意を得て、その旨を議事録に記載してください。欠席する理事・監事がいる場合は、開催までに同意をとり、その旨を議事録に記載してください。

ご不安なこと等がありましたら、町田市指導監査課(042-724-4094)まで、ご相談ください。メール(fukushi040@city.machida.tokyo.jp)でのご相談も受け付けております。